

一般財団法人国際法学会理事会運営規程

2012年10月5日第1回理事会で決定

(目的)

第1条 この規程は、定款第45条の規定に基づき、一般財団法人国際法学会（以下「当法人」という。）の理事会の運営に関し、必要な事項を定める。

(構成等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、原則として5月及び10月に開催する。

3 臨時理事会は、必要の都度、開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する業務執行理事が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対

して、書面で通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事会及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する業務執行理事が招集する。

2 理事会の会議の目的事項について議長である代表理事が特別の利害関係を有するとき、その事項の審議について、その職務を代行する業務執行理事が議長に当たる。

(出席状況の報告)

第9条 議長は、議事に入る前に、理事及び監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(議題の審議順序)

第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理事会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(決議の方法)

第11条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録によ

り同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(決議事項)

第12条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 評議員会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) その他の法令及び定款に定める事項

2 代表理事は、前項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第13条 代表理事、その職務を代行する業務執行理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況及び重要と認められる事項等について、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要項及びその結果並びに法令で定める事項を記載して、会議に出席した代表理事及び出席していた監事がこれに記名押印しなければならない。代表理事が理事会を欠席していた場合には、出席していた理事及び監事の全員がこれに記名押印する。

2 前項の議事録は、この法人の事務所に10年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第15条 議長は、理事会の議事の経過の要綱及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補則)

第 16 条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(理事会規程の変更)

第 17 条 この規程は、第 11 条に従ってなされる理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規則は、一般財団法人国際法学会の設立登記の日から施行する。

附則

2013 年 1 月 13 日理事会における一部修正